

平成30年2月15日

各位

公益財団法人 医用原子力技術研究振興財団

「分離校正サービス」の提供開始ならびに治療用線量計の校正料金改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当財団の事業活動に関しましては、平素より種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当財団では、国内の医療機関（放射線治療）で使用されている治療用線量計の校正事業について、放射線医学総合研究所の技術的指導等を得て、さらに計量法第143条に基づく「計量法校正事業者登録制度（JCSS）」登録の下、高水準の校正サービスを提供いたしております。

諸外国では、不確かさの軽減を図るため水吸収線量が国家（一次）標準として整備されており、加えてさらなる精度向上、利便性向上のため、電位計および電離箱をそれぞれ別々に校正する分離校正が行われております。

わが国では、二次標準校正事業者である当財団が平成24年10月より水吸収線量単位でのJCSS校正を開始、提供を行っており、分離校正の供給準備もそれ以前より進めてまいりました。その結果、平成29年10月に分離校正のJCSS登録申請を行い、年度内には認定を受けられる見込みとなり、**平成30年4月1日供給開始**を目標に準備をいたしているところでございます。

このような諸事情により、分離校正サービス供給開始に伴う準備費用、校正における精度向上のための環境整備等に関連する経費が増大しており、現行の価格体系を維持することが困難な状況となりました。つきましては、まことに不本意ながら**別紙のように校正料金を改定**させていただきたく、ここにお願ひ申し上げます。

なお、現時点では平成30年4月1日付けで改定といたしますが、JCSS登録の審査・事務手続きの進捗状況によっては、**分離校正サービス開始が間に合わないことも想定されます。その場合には事前にご連絡の上、改定前の校正料金を適用いたします。**分離校正の開始日等につきましては、改めて財団ホームページにて掲載・ご案内させていただきますのでご了承願います。

電位計および電離箱一対での水吸収線量単位による一体校正につきましては、当面は並行して供給いたしますが、**5年後（平成35年4月1日）より分離校正への完全移行**を予定しております。

また、照射線量による校正は、年1回程度の実施を予定しておりますが、校正料金は別途ご相談させていただきます。

線量計校正料金の設定および改定に当たりましては、関係学協会からの推薦委員および専門家で構成され、校正事業全般にわたって監理・監督をお願いしております「医療放射線監理委員会（池田恢委員長）」におきまして、慎重審議の上あらかじめご承認をいただいておりますことを申し添えます。

皆様には、何卒、諸事情ご賢察の上、線量計の校正事業を継続的かつ安定的に実施していくためにも、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先までご連絡願います。

敬 具

記

分離校正サービス（電位計校正、電離箱校正）

1. 開始日：平成30年4月1日より
2. 対象線量計：現在、当財団で校正している全ての治療用線量計
3. 料金：下表の通り

電位計校正	校正料金	(既存校正との差額)
校正技術料（電位計の台数単位）	¥64,800	新規提供

電離箱校正	校正料金	(既存校正との差額)
校正技術料（電離箱の極性数単位）	¥32,400	新規提供

(校正料金には消費税(8%)が含まれています。)

水吸収線量校正サービス（一体校正）

1. 改定日：平成30年4月1日より
2. 対象線量計：現在、当財団で校正している全ての治療用線量計
3. 料金：下表の通り

	校正料金	(既存校正との差額)
基本技術料（電位計の台数単位）	¥43,200	¥0
校正技術料（電離箱の極性数単位）	¥24,840	+¥7,560
合計	¥68,040	+¥7,560

(校正料金には消費税(8%)が含まれています。)

照射線量校正サービス（空中場での一体校正）

1. 対象線量計：照射線量校正が必要な線量計（小線源治療用線量計、ガンマナイフ治療用線量計、非防浸性で故障の可能性がある線量計等）
2. 料金：料金改定に伴い、別途ご相談させていただきます。

(お問い合わせ先) 公益財団法人 医用原子力技術研究振興財団 線量校正センター
住所：〒263-0041 千葉県稲毛区黒砂台 3-9-19
電話：043-309-4330
E-mail：info-kosei@antm.or.jp

以上

分離方式による電位計の電荷単位の校正料金表

平成 30 年 4 月 1 日より適用

下記にしたがって計算された金額を「校正料金」として請求させていただきます。

(基本料金)	
校正技術料(電位計 1 チャンネル(or モード)につき)	64,800 円
(校正件数)	
電位計 1 チャンネル(or モード)につき 1 件とします。	
(校正料金計算式)	
校正料金 = (電位計台数) × (校正技術料)	
(校正料金計算例)	
a) 測定レンジ HI(or MED) + LOW(or MED)	64,800 円
b) 測定レンジが 1 つの機種	64,800 円
c) 電位計2台で、ともに上記のa) を実施	129,600 円
d) 電位計2台で、それぞれ上記のa) とb)を実施	129,600 円
(その他)	
a) 校正料金には消費税(8%)が含まれています。	
b) 機器の輸送料(保険料を含む)等には実費を別に請求いたします。	
c) 校正料金の振込手数料は校正料金とは別にご負担下さい。	

分離方式による電離箱の水吸収線量単位の校正（水中校正）料金表

平成 30 年 4 月 1 日より適用

下記にしたがって計算された金額を「校正料金」として請求させていただきます。

(基本料金)	
校正技術料(校正件数 1件につき)	32,400 円
(校正件数)	
a) 円筒形電離箱1本につき、一つの測定条件（印加電圧の大きさ、収集電荷の極性の組み合わせ）に対して、校正件数を 1 件とします。	
b) 平行平板形電離箱については、両極性の印加電圧で測定を行うので、校正件数は 2 件とします。	
(校正料金計算式)	
校正料金 = (合計校正件数) × (校正技術料)	
(校正料金計算例)	
a) 円筒形電離箱 1 本	32,400 円
b) 円筒形電離箱 1 本 + 平行平板形電離箱 1 本	97,200 円
c) 円筒形電離箱(2 条件) + 平行平板形電離箱 1 本	129,600 円
d) 円筒形電離箱 2 本 + 平行平板形電離箱 1 本	129,600 円
(その他)	
a) 校正料金には消費税（8%）が含まれています。	
b) 機器の輸送料（保険料を含む）等には実費を別に請求いたします。	
c) 校正料金の振込手数料は校正料金とは別にご負担下さい。	

一体方式による水吸収線量単位の校正（水中校正）料金表

平成 30 年 4 月 1 日より適用

下記にしたがって計算された金額を「校正料金」として請求させていただきます。

(基本料金)	
a) 基本技術料(電位計 1 台につき)	43,200 円
b) 校正技術料(校正件数 1 件につき)	24,840 円
(校正件数)	
a) 円筒形電離箱1本につき、一つの測定条件（測定レンジ、測定チャンネル、印加電圧等の組み合わせ）に対して、校正件数を 1 件とします。	
b) 平行平板形電離箱については、両極性の印加電圧で測定を行うので、校正件数は 2 件とします。	
(校正料金計算式)	
校正料金 = (電位計台数) × (基本技術料) + (合計校正件数) × (校正技術料)	
(校正料金計算例)	
a) 電位計 1 台 + 円筒形電離箱 1 本	68,040 円
b) 電位計 1 台 + 円筒形電離箱 1 本 + 平行平板形電離箱 1 本	117,720 円
c) 電位計 1 台 + 円筒形電離箱(2レンジ) + 平行平板形電離箱 1 本	142,560 円
d) 電位計 1 台 + 円筒形電離箱 2 本 + 平行平板形電離箱 1 本	142,560 円
(その他)	
a) 校正料金には消費税（8%）が含まれています。	
b) 機器の輸送料（保険料を含む）等には実費を別に請求いたします。	
c) 校正料金の振込手数料は校正料金とは別にご負担下さい。	